

守口市耐震改修促進計画

平成 29 年 3 月

守 口 市

目次

1. はじめに	1
2. 現状と課題	2
1. 住宅.....	2
2. 多数の者が利用する建築物.....	6
3. 地域緊急交通路沿道建築物.....	7
4. 市有建築物.....	8
3. 基本的な方針	9
4. 目標	11
5. 目標達成のための具体的な取組み	13
1. 木造住宅.....	13
2. 多数の者が利用する建築物等.....	16
3. 地域緊急交通路沿道建築物.....	17
4. 市有建築物の耐震化への取組み.....	20
5. 耐震化の促進への社会環境整備.....	20
6. その他関連施設の促進	21
1. 居住空間の安全性の確保.....	21
2. ハザードマップの活用.....	21
3. 2次構造部材の安全対策.....	21
7. 推進体制の整備	23
1. 庁内等の連携.....	23
2. 大阪建築物震災対策推進協議会との連携.....	23
3. 関係団体との連携.....	24
4. 自主防災組織、自治会等との連携.....	24

1. はじめに

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。地震による直接的な死者数は 5,502 人、このうち、住宅・建築物の倒壊等による被害者は約 9 割の 4,831 人であったことから、地震による人的被害を減少させるためには、住宅等の耐震化を促進することが重要であると認識され、全国的に耐震化の取組みが進められてきた。

平成 18 年、大阪府において、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づく、耐震改修促進計画として、「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」が策定された。守口市ではこれを受け、平成 20 年 3 月、守口市耐震改修促進計画を策定し、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできた。

近い将来、高い確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震や、上町断層帯など大規模な地震から市民の生命・財産を守るためには、今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があること、また、大阪府が平成 27 年度、同様の理由で「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」を改定したことから、本市においても、守口市耐震改修促進計画を改定し、最終的に市民が耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようになるという観点から、新しい考え方に基づく目標値を設定し、守口市の特性に応じた耐震化を促進するためのさまざまな方策を明らかにする。

また、本計画では耐震改修だけでなく、建替えや除却・住替えなど、さまざまな方法により、部局横断的に取り組むことや、施策効果の高いものから優先順位をつけたり、住まい手のニーズや住宅の種別、市街地特性に合った耐震化の促進を基本方針に据え、具体的な取組みを進めることとする。

2. 現状と課題

1. 住宅

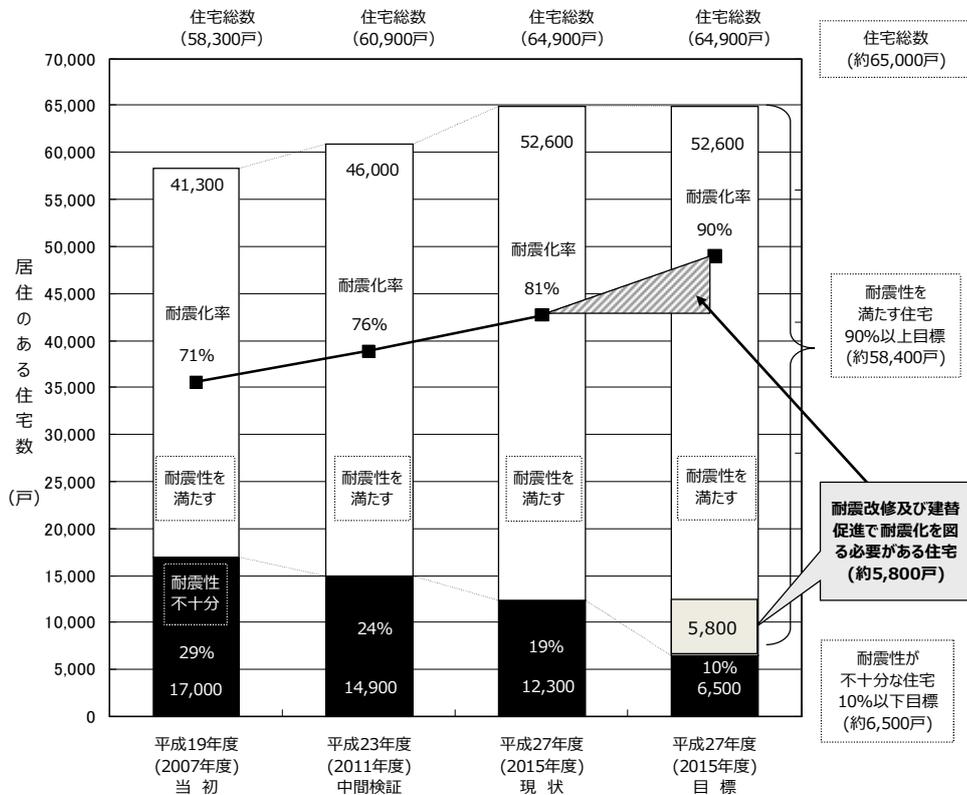
(1) 現状

平成19年度に策定した守口市耐震改修促進計画における耐震化率の目標達成の状況は下記のとおりである。

耐震性が不足する住宅は、平成19年度約1.7万戸であったが、平成27年度時点では約1.2万戸まで減少している。

■ 住宅の耐震化率の推移 ※住宅・土地統計調査から推計

	目標	H19	H27
住宅全体	90%	71%	80.9%
木造戸建住宅	90%	56%	72.3%
共同住宅等	90%	76%	84.6%



■ 住宅の耐震化状況（供給主体・建て方別）

（戸数の単位：1,000戸）

	当初 (平成19年)	中間検証 (平成23年)	現状 (平成27年)	目標 (平成27年)
住宅全体	総数 58.3 <100%>	総数 60.9 <100%>	総数 64.9 <100%>	総数 64.9 <100%>
	耐震性を満たす 41.3 <71%>	耐震性を満たす 46.0 <76%>	耐震性を満たす 52.6 <81%>	耐震性を満たす 58.4 <90%>
	耐震性が不十分 17.0 <29%>	耐震性が不十分 14.9 <24%>	耐震性が不十分 12.3 <19%>	耐震性が不十分 6.5 <10%>
木造戸建	総数 16.0 <100%>	総数 17.0 <100%>	総数 19.8 <100%>	総数 19.8 <100%>
	耐震性を満たす 9.0 <56%>	耐震性を満たす 10.5 <62%>	耐震性を満たす 14.3 <72%>	耐震性を満たす 17.8 <90%>
	耐震性が不十分 7.0 <44%>	耐震性が不十分 6.5 <38%>	耐震性が不十分 5.5 <28%>	耐震性が不十分 2.0 <10%>
共同住宅	総数 42.3 <100%>	総数 43.9 <100%>	総数 45.2 <100%>	総数 45.2 <100%>
	耐震性を満たす 32.3 <76%>	耐震性を満たす 35.5 <81%>	耐震性を満たす 38.2 <85%>	耐震性を満たす 40.7 <90%>
	耐震性が不十分 10.0 <24%>	耐震性が不十分 8.4 <19%>	耐震性が不十分 7.0 <15%>	耐震性が不十分 4.5 <10%>

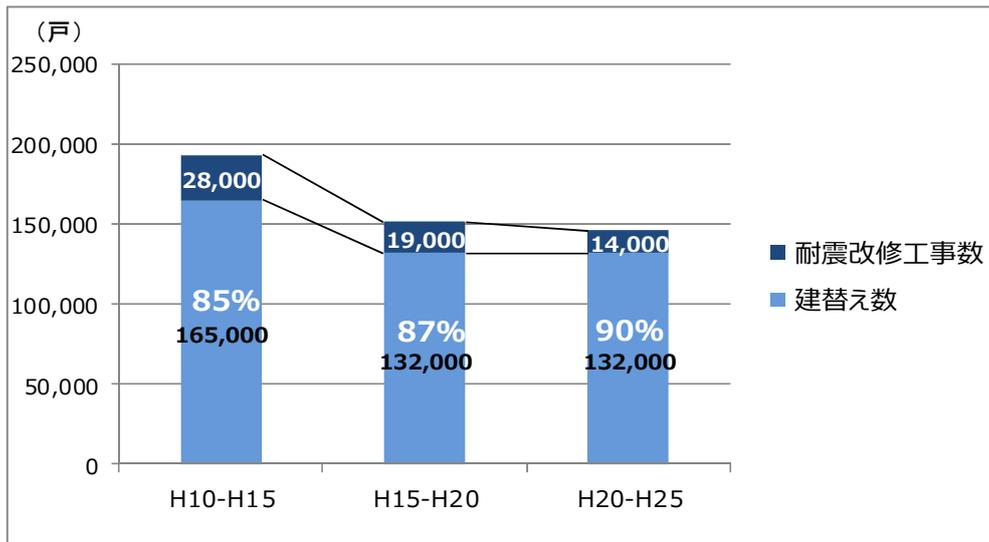
【住宅の耐震化を取り巻く環境】

■ 建替えと耐震改修

耐震化率を算出する際の耐震化向上への寄与は、主に建替えと耐震改修による。

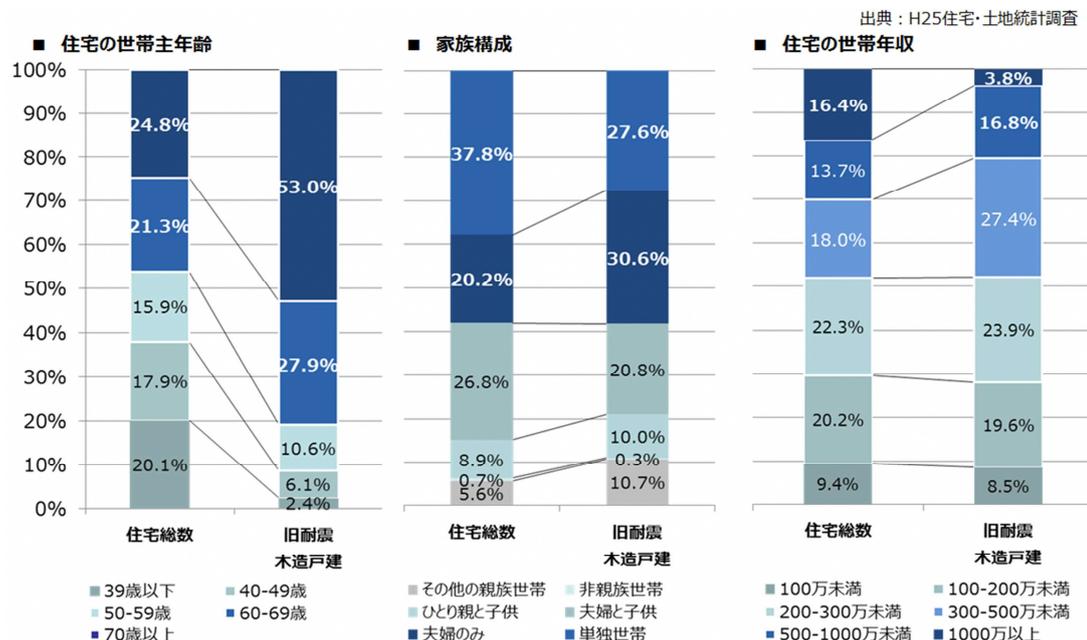
直近のH20年からH25年の間で建替えた住宅数と耐震改修数を比較すると、概ね9：1の割合となっており、耐震化率を押し上げている要因が建替えであることを示している。

■ 大阪府内の住宅の建替え数と耐震改修数の推移



■ 旧耐震木造戸建住宅の居住者の属性

世帯主の年齢は、住宅全体では60歳以上が5割に満たないのに対し、旧耐震木造戸建てでは8割を超える。家族構成は、住宅全体に比べ、単独世帯の割合が少なく、夫婦のみ世帯の割合が多い傾向が見られる。世帯年収は、住宅全体に比べ、1,000万円を超える世帯の割合が少なく、300～500万円世帯の割合が多い。



(2) 課題

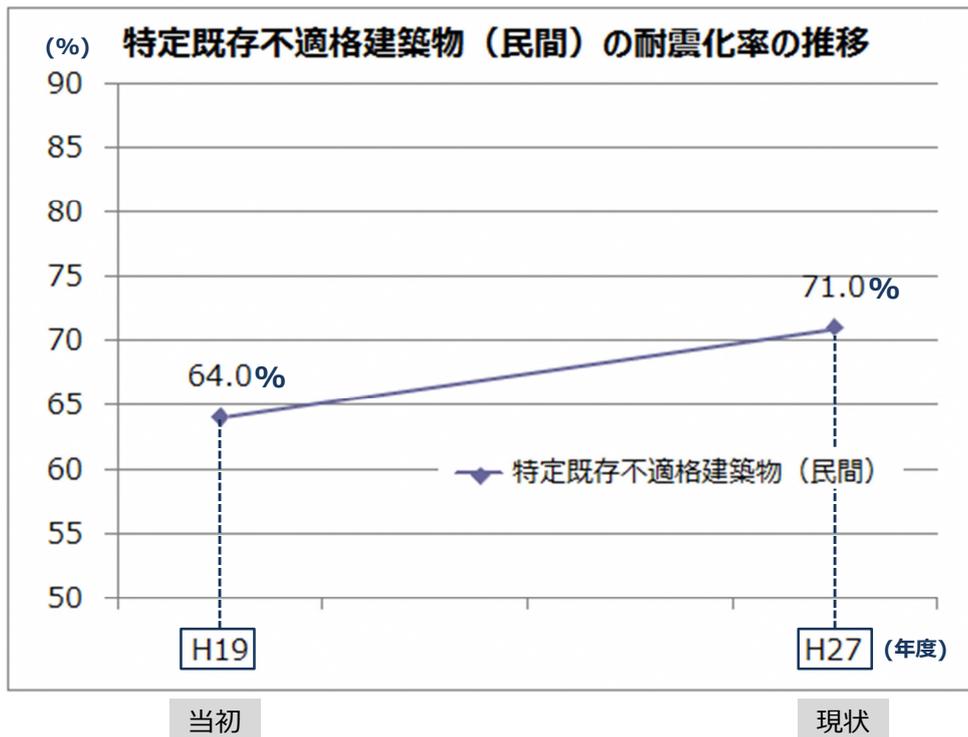
- ①耐震化率を引上げる要素の大部分は建替えだが、建替えは社会経済情勢の変化に大きく影響される。
- ②建物所有者の意志に左右される民間住宅・建築物は法的な強制力が無いため、計画的な耐震化は容易ではない。
- ③耐震改修を行った分は着実に耐震化が進んでいるが、耐震化率への寄与度が低いため、耐震改修施策が、正当に評価されていない。
- ④旧耐震木造住宅の所有者が高齢化しており、耐震化への意欲が、ますます低下することが懸念される。
- ⑤チラシやパンフレットでは補助内容が伝えきれていない。

2. 多数の者が利用する建築物

(1) 現状

多数の者が利用する建築物（特定既存耐震不適格建築物【民間】）の耐震化率は71.0%と目標を下回っている。

建築物の機能	棟数	～S56 (旧耐震)	S57～ (新耐震)	S57/全数
避難に配慮を要する者が利用する建築物等 (学校、病院、診療所、幼稚園、 保育所、老人ホーム、ホテル等)	47	14	33	70.0%
不特定多数の者が利用する建築物 (物販店舗、飲食店、映画館等)	27	7	20	74.0%
特定多数の者が利用する建築物 (共同住宅、事務所、工場等)	343	100	243	71.0%
合計	417	121	296	71.0%



(2) 課題

- ①多数の者が利用する建築物は、耐震改修促進法により診断・改修を行うよう努めなければならないとされているが、耐震化は進んでいない。
- ②大規模建築物は公共性の高い建築物が多いうえ、被害が出れば影響が大きいため耐震化が急務である。

3. 地域緊急交通路沿道建築物

(1) 現状

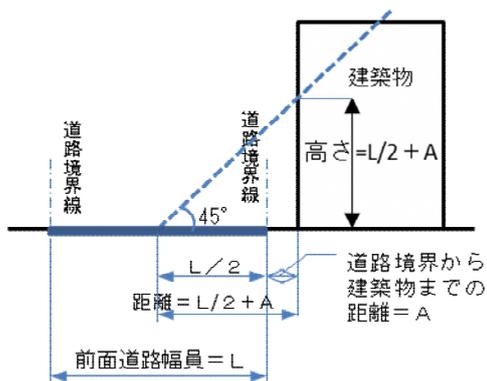
地域緊急交通路は、守口市地域防災計画において定める、災害発生時に救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路（約 29.2km）である。

指定した路線の沿道にある特定既存耐震不適格建築物は 176 棟であり、うち 4%にあたる棟が耐震性がある、又は、撤去・建替えられている（平成 23 年 3 月時点）。

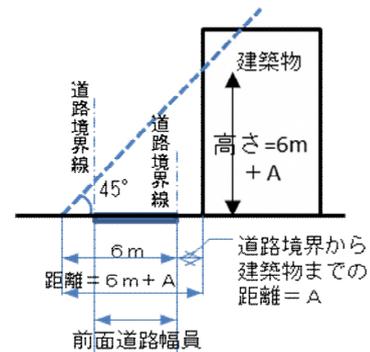
■ 対象建築物

地域緊急交通路沿道にある昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物で、倒壊時に道路を閉塞する可能性があるものが対象（下図参照）となる。

【道路幅員が 12m を超える場合】



【道路幅員が 12m 以下の場合】



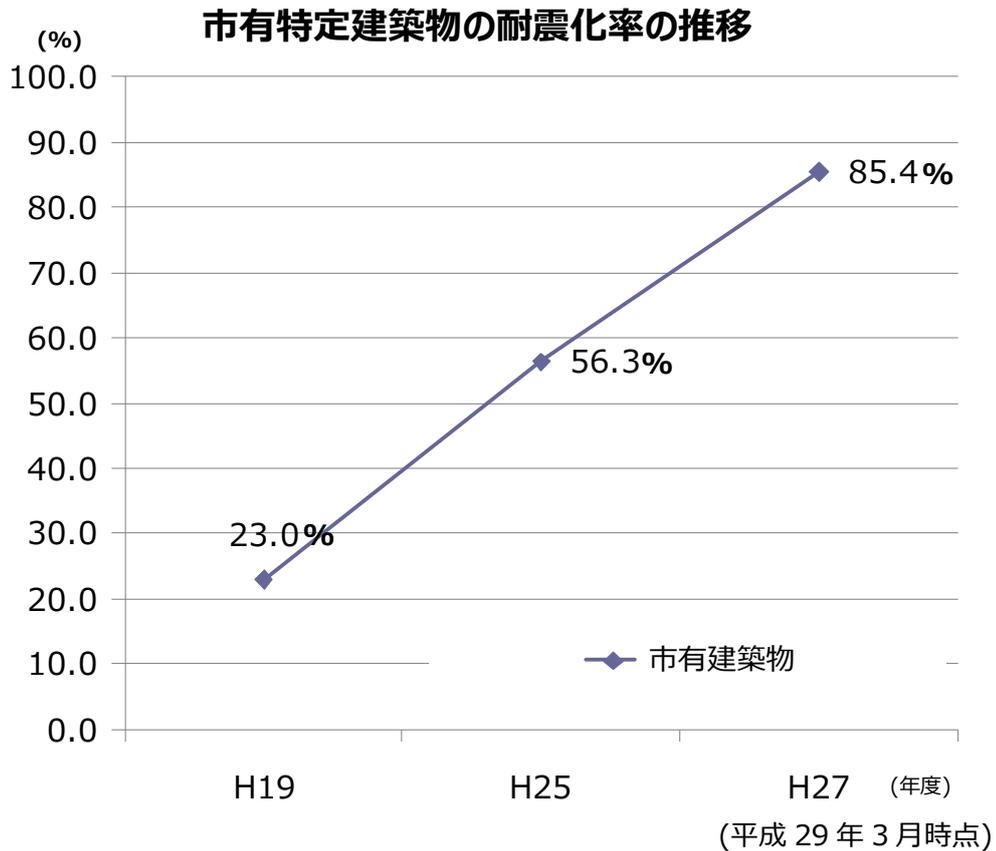
(2) 課題

最終的には、耐震改修までを働きかけるが、法的な強制力がないため、目標の平成 37 年度までの耐震化は難しい。

4. 市有建築物

(1) 現状

市有特定建築物の耐震化率は全体で 85.4%である。ただし、市庁舎は耐震性のある建築物に移転し、小中学校は耐震化率 100%と、多数の者が利用する建築物では耐震化が進んでいる。



	目標	H19	H28
市有特定建築物全体	90%	23%	83.5%
災害時重要な機能を果たす建築物 ※ (本庁舎、消防施設等)		0%	66.7%
小中学校 ※		7.6%	98.3%
市営住宅		72.2%	77.8%
その他の特定建築物		34.5%	54.5%

※については目標 100%。また、その他の特定建築物にも目標 100%を一部含む。

3. 基本的な方針

(1) 目標の定め方

これまでの「守口市耐震改修促進計画」では、耐震化率の向上を目標に定め、それを達成するためにさまざまな施策を展開してきた。この耐震化率は、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな要因から上昇する数値であり、社会経済情勢の変化等に大きく影響を受けることから、耐震化率だけで耐震化施策を評価することには限界がある。

しかしながら、市民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を市民一丸となって進めていくためには、市民と共に目指すべき目標として共通目標を掲げることも大切である。

一方、行政の取組みとしては、耐震性が不足する危険な住宅を減らすための目標など、共通目標とは別に、個別に進行管理・評価できるような具体的な目標を設定することも、着実な耐震化の促進のために必要である。

従って、本計画では、市民と共に目指す共通の大きな目標と、耐震性が不足する住宅・建築物を減らすための具体的な目標という2段階の目標を掲げ、耐震化促進のための取組みを進めていく。

(2) 取組みの視点

取組みにあたっては、最終的に市民が耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようになるという観点から、耐震改修だけでなく、建替えや除却・住替えなど、さまざまな施策を部局を越え、総合的に取り組む。

そのため、施策効果の高いものから優先順位をつけたり、住まい手のニーズや住宅の種別、市街地特性に合った耐震化を促進する。さらに、市街地特性を踏まえたモデル地区でのケーススタディを実施し、効果的な取組みについては他地区への展開を図るなど、さまざまな方策で取組みを進める。

(3) 役割分担

住宅・建築物の所有者は、住宅・建築物の耐震化を自らの問題として捉え、自主的に取り組むことが大切である。このため、耐震診断及び耐震改修、建替え、除却などの耐震化は、原則として所有者が自らの責任で行うものとする。

市は、耐震性の向上により災害に強いまちを形成し、より多くの市民の生命・財産を保護することが可能となることを踏まえ、耐震診断及び耐震改修、建替え、除却など、住宅・建築物の所有者が

行う耐震化の取組みをできる限り支援する。

また、市有建築物については、所管課の耐震化を推進するための方針などに基づき、取組みを進めていく。

関係団体や企業、NPO 法人等の住宅・建築物に関わる全ての事業者は、市場において適切に住宅・建築物の耐震化（耐震改修・建替え・除却・住替え）が図られるよう、行政と連絡を図るものとする。

（４）計画期間

大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン(大阪府耐震改修促進計画)では、計画の実施期間を平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間としている。

これを受け、本計画の実施期間を平成 29 年 3 月から平成 37 年度までとし、今後、達成状況や社会経済情勢の変化、関連する計画との整合性などから、概ね 5 年を基本として進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

4. 目標

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率と具体的な目標値の2段階の目標は、以下の設定とする。

目標1 耐震化率

安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を市民一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな手法により、市民と共に目指すべき目標値として掲げるもの。

①住宅の目標値：平成37年までに 95%

②多数の者が利用する建築物の目標値：平成37年※までに 95%

※ 守口市内の多数の者が利用する建築物の耐震化率は約71%(平成27年度時点)という状況であるが、公共性の高い建築物であることから、進捗状況を踏まえ、概ね5年後を目処に新たな目標値を検討する。

目標 2 - 1 民間住宅・建築物の具体的な目標

着実に危険な住宅・建築物を減らすため、耐震化率の目標とは別に、個別に進行管理・評価できるような具体的な目標として掲げるもの。

1. 木造住宅

- ・着実に危険な住宅を減らすため、耐震化の遅れている木造戸建住宅約 12,300 戸を対象に確実な普及啓発を行い、住宅の耐震化について強く興味を持ってもらうための意識向上を図る。また、進行管理するために、年間の戸数を別途設定する。
- ・昭和 56 年以前の開発団地や密集市街地など耐震性の低い住宅が集中する地区をモデルに選定してさまざまな取組みを実施し、その成果を他へ広げるなど効果的な取組みを行う。

2. 多数の者が利用する建築物

- ・耐震性が不足する全ての建築物を対象に確実な普及啓発を行う。
- ・大規模な建築物のなかでも、病院や学校など特に公共性の高いもの、災害時に避難所として利用することが可能なものを優先して耐震化を促進する。

3. 地域緊急交通路沿道建築物

- ・災害時の道路機能を確保するため、今後、耐震性が不足すると考えられる建築物を対象に確実な普及啓発を行う。
- ・耐震性が低いものや建物の集積状況から道路を封鎖する危険性の高い建築物を優先して耐震化を促進する。

目標 2 - 2 公共建築物等の具体的な目標

市有建築物

- ・市有建築物については、市民の生命、財産を守るこれまでの耐震化の取組みを進め、避難所の耐震化についても積極的に推進していく。

5. 目標達成のための具体的な取組み

1. 木造住宅

(1) 確実な普及啓発

所有者本人が、耐震化に対する理解を深め、我が身のこととして捉えるような確実な普及啓発を進める必要がある。これまでの取組みの中で効果が高い個別訪問や耐震フォーラムなどの取組みを重点的に行う。



(2) 耐震化の支援

① 住まい手に合った耐震化

住宅の所有者は、年齢、家族構成、収入などの属性がそれぞれ異なり、将来の住まい方についても住まい手それぞれの考え方がある。住まい手の属性や将来の住宅に関する考え方によって、耐震化の方法が選択できるような、耐震化メニューの見える化（分かりやすい工事費や工事期間など）を行い、住まい手に合った耐震化方策を検討する。

② 建物に合った耐震化

木造住宅の建築工法には、大きく分けて在来工法と伝統工法があり、一般的な耐震診断・耐震改修は在来工法を基準に構築されている。しかし、伝統工法の木造住宅においては、その特長である変形性能を生かした耐震診断・耐震補強を行う必要がある。このように建物に合った耐震化メニューを作成し、耐震化を促進する。

また、在来工法の耐震診断と比べて費用が大きい伝統工法の耐震診断など、支援施策のあり方について検討する。

計算方法の違いと特徴

在来工法（許容応力度等計算）

横から力がかかっても倒壊しないだけの強度を持つように設計する。変形の影響は細かく考えない。

伝統工法（限界耐力計算）

変形の影響を考える。柱などにひびが入り、建物は変形して大きく揺れるという設定も可能になる。地盤の状態も考慮する。

地震の揺れ

③生命を守る耐震化

耐震改修工事を検討したが、所有者の事情や建物の状況から、建物全体の耐震改修が困難な場合に、耐震化をあきらめている所有者が多い。これらの所有者に対し、建物の一部を改修する「部分改修」や一部屋だけを耐震化する「耐震シェルター」の設置など、最低限「生命を守る」改修等についても促進する。

また、住宅の耐震改修が困難な場合に、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保し命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブルの活用を促進する。



(耐震シェルターの例)

④密集市街地に対する施策

密集市街地区内には、延焼の危険性や昭和56年以前に建築された耐震性の低い住宅も多く存在し、災害時の建物倒壊による道路閉塞などにより避難が困難になる可能性が高いなどの課題がある。

そのため、住宅密集地区整備事業が進められており、耐震性が不足する建物の除却・建替えを促進し、不燃化促進や地域の特性に応じた道路拡幅・公園整備など方針が定められている。建替事業は耐震化の向上にも繋がるため、事業実施部局と協力した耐震化の推進に取り組む。

⑤住替えや建替え促進

耐震改修への誘導だけでなく、将来の住まい方によっては、高齢者向け住宅などへの住替えや建替えが、耐震化施策を進める有効な手段であり、関係機関と連携した促進策を検討する。

⑥新たな施策による耐震化

他市で成果のあったパッケージ診断や耐震バンクなどの先進的な取組みについては、大阪府と連携のうえ、方策を検討する。

⑦まちまるごと耐震化支援事業による耐震化

大阪府独自の事業として進めてきた「まちまるごと耐震化支援事業（以下「まちまる支援事業」という。）」に関しては、自治会、事業者、府及び市町村等が一体となって、木造住宅の耐震化の普及啓発を行うものであり、一定の成果を上げてきた。守口市においても、まちまる支援事業を実施した地区の数や関連イベントの開催数に比例して改修実績も上がり、取り組みにより改修実績効果が高まっている。今後は、優先的に耐震化を図る必要のある地域などに集中して出前講座や

ローラー作戦を行うなど、さらなる耐震化推進を目指すとともに、事業者のレベルアップの方策を検討する。また、大阪府や地元自治会などと連携を図りながら、地域の防災活動メニューのひとつとして、耐震化が取り組まれるような仕組みを検討する。

(3) モデル地区による耐震化

これまでの取組みに加え、優先的に耐震化を図る必要のある地域への重点的な取組みを行う。

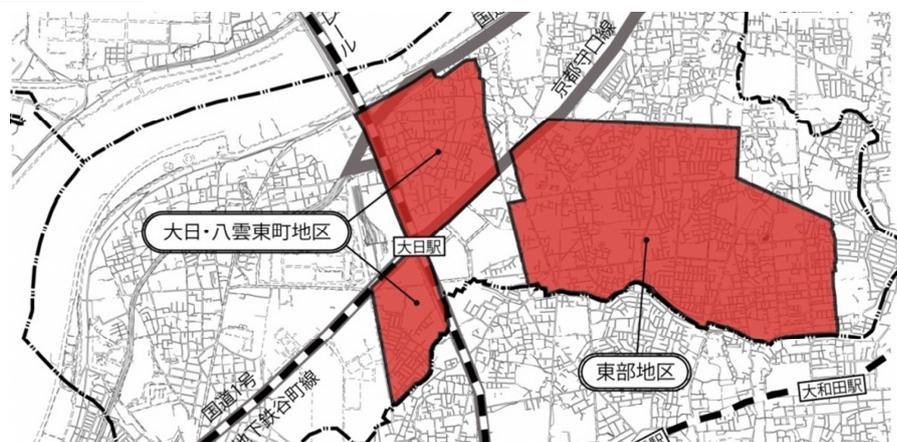
市街地特性や建築物の特性に応じた対策を推進するため、地震等による被害が拡大する可能性がある密集市街地「大日・八雲東町地区」・「東部地区」をモデル地区とし、その特性に応じた取組みを行い、検証する。

「大日・八雲東町地区」や「東部地区」は、昭和初期に耕地整理が実施された地域や、高度経済成長期に基盤整備が伴わないまま長屋住宅や文化住宅、狭小敷地の戸建てが建設されたなど、様々な地域が入り乱れ、時代の経過とともに、市街地がスプロール的に開発されたことで多様な街区形状をしており、災害が起きた場合には消防活動に支障がある区域が多く、甚大な被害が発生する恐れがある。

これらの地区は、住戸の密度が高く、不燃領域率が低くなっており、燃えやすい老朽化した木造住宅や耐震不足の建築物が多いうえに、狭あい道路も多くあり、大規模地震時には、火災や建物倒壊による道路の閉塞など、避難が困難になる恐れがあり、特に大きな被害が発生するとされている。また、東部地区の一部には、消防活動困難区域もあることから、災害時の対応が困難であり、防災上や居住環境面で問題を抱えている。これらの地区の課題である老朽建築物の除却や耐震化の推進に取り組み、又、建築物の不燃化なども必要に応じて関係部局と連携を図る。

これらの地区をモデル地区として、耐震化の促進について取り組み、その結果を踏まえて他地区への展開を図るなど、効率的な方策を検証していく。

密集市街地マップ



2. 多数の者が利用する建築物等

(1) 確実な普及啓発

多数の者が利用する建築物は、被害が生じた際に利用者や周辺へ与える影響が大きいことから、所有者が耐震化の重要性を理解し取組みを進められるよう個別訪問などによる普及啓発を実施するとともに、その後も電話等により重ねて耐震化を働きかけるなど、確実な普及啓発を行う。

(2) 耐震化の支援

これまでは多数の者が利用する建築物のうち、避難に配慮を要する用途の建築物を対象に耐震診断補助制度による支援を行ってきた。

今後は、これまでの支援を継続するとともに、これからの支援施策のあり方について、更なる検討を継続する。

(3) 各種認定による耐震化促進

耐震改修促進法にもとづく各種認定制度を活用し建築物の耐震化を促進する。

① 耐震改修計画の認定(法第 17 条)

認定を受けた計画に係る建築物については、既存不適格建築物の制限の緩和など建築基準法の規定の緩和・特例措置を受けられるもの。

② 建築物の地震に対する安全性の認定(法第 22 条)

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できるもの。

(4) 大阪府が指定する防災拠点建築物

今後、大阪府耐震改修促進計画において、市内の建築物が指定された場合は、大阪府と連携して耐震化の促進に取り組む。

3. 地域緊急交通路沿道建築物

(1) 確実な普及啓発

災害発生時の救助・消火活動など、地域緊急交通路の機能確保が重要なことから、耐震性が不足する全ての沿道建築物を対象に、個別訪問などによる確実な普及啓発を実施するとともに、所有者の実情に応じて耐震化を働きかける。

(2) 耐震化の支援

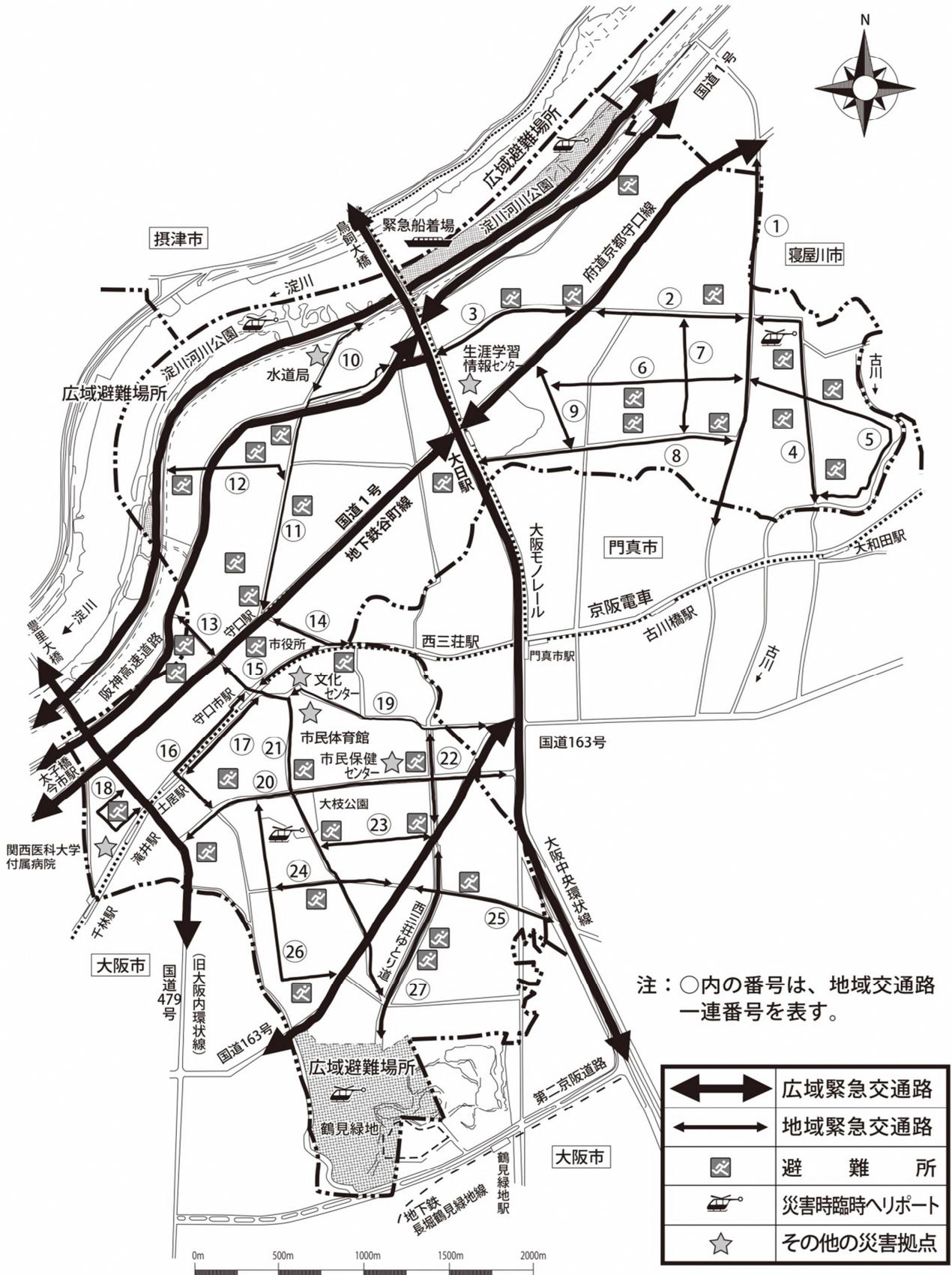
建物の集積状況や診断結果報告をもとに、耐震性が低いものや道路を封鎖する危険性の高い建築物などについて、優先して耐震化を働きかけるとともに、図面の無い建築物や費用負担の大きい大規模建築物の所有者に対し、支援施策のあり方を検討する。

(3) 各種認定による耐震化促進【再掲】

耐震改修促進法にもとづく各種認定制度を活用し建築物の耐震化を促進する。

- ① 耐震改修計画の認定(法第 17 条)
- ② 建築物の地震に対する安全性の認定(法第 22 条)

地域緊急交通路 (平成 26 年 9 月現在)



地域緊急交通路一覧表 (平成 26 年 9 月現在)

番号	路線名	区間	延長 km	備考
1	府道八尾茨木線	京都守口線～門真市境	2.1	
2	府道北大日竜田線	府道京都守口線～ 府道八尾茨木線	1.0	(都)八島大久保線
3	府道北大日竜田線	府道大阪中央環状線～ 府道京都守口線	0.9	(都)八島大久保線
4	大久保 1 号線、藤田 35 号線	府道八尾茨木線～門真市境	1.4	
5	大久保 7 号線、同 13 号線他	府道八尾茨木線～藤田 35 号線	1.6	
6	佐太 20 号線、金田 6 号線、 大久保 6 号線	佐太 19 号線～府道八尾茨木線	1.1	
7	金田 14 号線、梶 9 号線	府道北大日竜田線～梶 2 号線	0.8	
8	大庭 36 号線、梶 1 号線、梶 2 号線、藤田 2 号線	府道大阪中央環状線～ 府道八尾茨木線	1.8	(都)梶藤田線
9	佐太 19 号線、梶 3 号線	府道京都守口線～梶 1 号線	0.6	
10	八雲 23 号線	府道北大日竜田線～淀川	0.5	
11	府道北大日竜田線	国道 1 号～府道大阪中央環状線	2.0	
12	八雲 2 号線、同 10 号線	府道北大日竜田線～淀川	0.8	
13	守口 117 号線	国道 1 号～大阪市境	0.2	
14	府道守口・門真線	国道 1 号～門真市境	0.5	(都)八島堂脇橋線
15	守口 140 号線	守口 75 号線～府道平野守口線	0.6	(都)寺内来迎線
16	守口 69 号線、同 74 号線、同 190 号線、同 61 号線、府道守口 平野線	守口 75 号線～三郷 5 号線	1.0	(都)寺内来迎線
17	守口 78 号線	守口 184 号線～府道平野守口線	0.7	(都)春日河原線
18	守口 17 号線、同 24 号線、同 18 号線	国道 479 号～国道 479 号	0.5	
19	守口 184 号線、橋波 21 号線、 東西橋波 1 号線	橋波 10 号線～門真市境	1.0	(都)豊秀松月線 (都)河原菊水線
20	三郷 22 号線、同 5 号線、大枝 7 号線、東西橋波 19 号線、同 51 号線	国道 479 号～ 府道大阪中央環状線	1.8	(都)馬場菊水線
21	守口 75 号線、同 184 号線、 橋波 10 号線、大枝 12 号線、三 郷 20 号線、北寺方 6 号線、同 16 号線、南寺方 18 号線、同 35 号線	国道 1 号～南寺方 39 号線	2.7	(都)豊秀松月線 (都)河原大枝線 (都)東光南寺方線
22	東西橋波 46 号線、同 47 号線	東西橋波 1 号線～国道 163 号	0.6	中央部は歩行路 15 号線
23	北寺方 1 号線、東西橋波 26 号線	三郷 20 号線～国道 163 号	0.7	
24	府道深野南寺方大阪線	府道平野守口線～国道 163 号	0.8	
25	府道深野南寺方大阪線	国道 163 号～門真市境	0.8	
26	三郷 19 号線、同 57 号線、南 寺方 3 号線、同 2 号線	三郷 5 号線～国道 163 号	1.4	
27	東西橋波 65 号線、同 66 号 線、北寺方 35 号線、同 36 号 線、同 37 号線、同 38 号線、南 寺方 39 号線、同 40 号線	国道 163 号～鶴見緑地	1.3	中央部は歩行路 15 号線
合 計			29.2	

4. 市有建築物の耐震化への取組み

これまでは、災害時に重要な機能を果たす建築物、市立学校、市営住宅、避難に配慮を要する者が利用する建築物及び不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の取組みを進めており、特に災害時に重要な機能を果たす建築物及び市立学校については、概ね耐震化が完了している。

引き続き、災害時に重要な機能を果たす建築物等の耐震化を進めるとともに、今後は、市民生活を支えるための業務継続や耐震化に係る法改正への対応などについても、より積極的に検討していく必要がある。

5. 耐震化の促進への社会環境整備

(1) 耐震改修以外の建替えや住替え等による促進

耐震改修だけでなく、将来の住まい方によっては、高齢者向け住宅への住替え支援や建替えを促進することも耐震化を進める有効な手段であり、関係機関と連携した促進策を検討する。

(2) 税の抜本改正や支援制度の拡充

耐震改修を行った場合の所得税及び固定資産税の税控除額の拡大や、その他耐震化の促進に直結するような新たな税制改正、耐震改修にかかる国庫補助の拡充や新たな補助の創設などについて大阪府と連携し、国へ提案・要望を行う。

(3) 中古住宅市場の活用

中古住宅市場において、耐震改修した住宅が高く評価されるような環境整備について、大阪府と連携して国へ働きかける。

(4) マンションの耐震化を促進

マンションの耐震化を促進するため、スムーズな合意形成の進め方や、耐震改修工事を行う際に入居者の仮移転が必要になる場合の支援策などの研究を行う。

6. その他関連施策の促進

1. 居住空間の安全性の確保

(1) 家具の転倒防止の促進

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、被害が発生するおそれがある。

室内での人的被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するためにも、家具固定の重要性について、まちまる支援事業や、フォーラム、出前講座、パンフレット等により普及啓発を行う。

(2) 防災ベッドや耐震テーブル活用の促進

住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブルの活用を促進する。

2. ハザードマップの活用

本市では、南海トラフ巨大地震などの海溝型地震や上町断層帯などの直下型地震に対し、各地域の地震動による建物被害等を想定しており、その際の危険地域、避難場所などを記したハザードマップを作成し、本市ホームページ掲載及び配布をしている。引き続き、ハザードマップを活用し、住民の防災意識や住宅の耐震化意欲の向上を図る。

3. 2次構造部材の安全対策

(1) ブロック塀等の安全対策

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府）によると、地震発生時のブロック塀等の倒壊で、死者・負傷者が出るのが予想されている。

ブロック塀等の耐久性・転倒防止策等についての知識の普及に努めるとともに、危険なブロック塀等の所有者へ注意喚起、安全な改修工法の普及を促進する。

(2) ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の脱落防止対策

【窓ガラスや外壁等】

地震時には、市街地内のビルのガラスが割れ、道路に大量に落下し負傷者等が発生する事態

が想定される。

大阪府と連携して、窓に飛散防止フィルムを貼ることや外壁の改修工事による脱落防止対策について普及啓発を行うとともに、脱落により危害を加える恐れのある建築物の所有者には改善指導を行うことなどを検討する。

【屋外広告物】

地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、大阪府が、大阪府屋外広告物条例により、設置者に対し、屋外広告物の許可申請時及び設置後の維持管理に際し、指導を行っている。適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるなど、大阪府と連携して屋外広告物の安全性の注意喚起を行う。

【天井】

東日本大震災では、体育館など大空間を持つ公共施設の一部において、天井材の一部落下などが発生し、人的・物的被害が発生した。

これを受け、平成 26 年 4 月に建築基準法関係法令が改正され、これにより、大臣が指定する「特定天井」について、大臣が定める技術基準に従って脱落防止対策を講ずべきことが定められるとともに、時刻歴応答計算等の構造計算の基準に天井の脱落防止の計算を追加する等の改正が行われた。

今後は、国の技術基準に適合していない特定天井については、脱落防止対策を行うよう普及啓発を実施するとともに、脱落により危害を加える恐れのある施設の所有者及び管理者には、改善指導を行うことなどを検討する。

（3）エレベーターの閉じ込め防止対策

地震発生時には、エレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が想定される。建築基準法に基づく定期検査等の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。

また、パンフレット等により、建物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報提供を行う。

7. 推進体制の整備

目標の達成には、さまざまな分野の連携による施策の展開が必要なことから、部局を横断した体制づくりや、市民、民間事業者などが、協同して取り組むことができる体制を整備する。

1. 庁内等の連携

木造住宅については、所有者が高齢化していることや、今後は耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな施策による耐震化の促進が必要なため、高齢者向け住宅や福祉施策を所管する部局と連携を図る。また、多数の者が利用する建築物については、学校や病院、社会福祉施設などを所管する部局、地域緊急交通路沿道建築物については、危機管理部局や道路管理部局など、横断的に連携を図る。

また、庁内全体の防災を取りまとめる危機管理部局や、市有建築物を所管する部局とも、耐震化に関連する事項を把握するため、十分に連携を図る。

2. 大阪建築物震災対策推進協議会との連携

大阪建築物震災対策推進協議会は、府内の建築物等の震災対策を支援するため、公共・民間の団体が連携して、府内の建築物等の震災対策を推進するために平成 10 年に設立された。

これまで、各種講習会の開催、技術者の育成、耐震改修マニュアルの作成など耐震性向上に資するさまざまな事業に取り組んできた。

大阪建築物震災対策推進協議会における各事業は、民間団体の協力を得ながら実施しており、今後も引続き関係団体と連携を図りながら、事業推進に努めるものとする。

主な事業内容

- 耐震診断・耐震改修相談窓口
- 技術者向け耐震診断・耐震改修講習会の開催
- 所有者向け耐震診断・耐震改修説明会の開催
- 被災建築物応急危険度判定士講習会による判定士の養成
- ビデオ、パンフレットの作成及び配布

3. 関係団体との連携

木造住宅については、自治会単位のまちまる支援事業を民間事業者との連携により進めているが、リフォームにあわせた耐震改修の普及活動等についても建築関係団体と連携を図りながら実施に努める。

また、耐震改修促進法による耐震診断の義務化や地域緊急交通路沿道建築物の耐震化などの普及啓発等のため、建築関係団体や事業者団体との連携を強化し取り組む。

4. 自主防災組織、自治会等との連携

建物の耐震化を含めた防災意識の向上や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要と考え、大阪府と共に、自主防災組織、地元自治会と連携し取り組む。

用語の解説

○南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震とは、駿河湾から東海地方、紀伊半島、四国にかけての南方沖約 100km の海底をほぼ東西に走る長さ 700km の細長い溝「南海トラフ」を震源域として発生が想定されるマグニチュード 9 クラスの巨大地震を言う。

○東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震のこと。

「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震のことをいう。東南海・南海地震はこれまで過去に 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されている。

○直下型地震

内陸部などの地中の浅い場所で発生する地震。活断層（約 200 万年前から現在までの間に動いたとみなされ、将来も活動することが推定される断層）において、地球を殻のように覆うプレート（岩板）内部に圧力がかかってひずみが蓄積、一部が破壊して起きる。大阪府周辺の活断層には、「上町断層帯」、「生駒断層帯」、「有馬高槻断層帯」、「中央構造線断層帯」などがある。

東南海・南海地震のように、日本列島近くの太平洋海底でプレートが跳ね上がって起きる「海溝型地震」に比べると一般的に規模は小さいが、震源に近い地域では被害が大きくなりやすい。

○耐震改修促進法

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「耐震改修促進法」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。

その後、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務づけられ、市町村においては努力義務が規定された。

さらに東日本大震災を受け、再度、平成 25 年 11 月 25 日に施行された改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建

築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものや、都道府県等が指定する避難路沿道建築物等について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することとしている。また、耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられた。

○耐震改修促進計画

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるものとし、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとされている。

○耐震基準

現行の耐震基準は、「新耐震基準」と呼ばれているもので、1981 年（昭和 56 年）の建築基準法の大改正以降、数度の見直しが行われたもの。

昭和 25 年 建築基準法 制定	建築基準法施行令に構造基準が定められる (許容応力度設計が導入される)
昭和 34 年 建築基準法 改正	防火規定が強化 ・木造住宅においては、壁量規定が強化された 床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された
昭和 46 年 建築基準法 施行令改正	昭和 43 年の十勝沖地震を教訓に、鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強筋規定が強化 ・木造住宅においては、基礎はコンクリート造又は鉄筋コンクリート造の布基礎とする。風圧力に対し、見附面積に応じた必要壁量の規定が設けられた

昭和 56 年 建築基準法 施行令改正	新耐震基準 昭和 53 年の宮城県沖地震後、耐震設計基準が大幅に改正され、新耐震設計基準が誕生した この、新耐震設計基準による建築物は、阪神大震災においても被害は少なかったとされている これを境に、「昭和 56 年 5 月以前の耐震基準の建物」や「昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準による建物」といった表現がされるようになる ・木造住宅においては、 壁量規定の見直しが行われた 構造用合板やせっこうボード等の面材を張った壁などが追加され、床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された
昭和 62 年 建築基準法 改正	準防火地域での木造 3 階建ての建築が可能となる
平成 7 年 建築基準法 改正	接合金物等の奨励
平成 7 年 耐震改修促進 法 制定	平成 7 年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震改修を促進させるために制度化された法律
平成 12 年 建築基準法 改正	一般構造に関する基準の性能規定化や構造強度に係る基準の整備、防火に関する基準の性能規定化等が行われる 木造住宅においては 1)地耐力に応じて基礎を特定。地盤調査が事実上義務化 2)構造材とその場所に応じて継手・仕口の仕様を特定 3)耐力壁の配置にバランス計算が必要となる

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備を行うこと。

p 2

○住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。

住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が 5 年ごとに実施している。

p 4

○旧耐震木造戸建住宅

昭和 56 年の建築基準法の大改正以前（旧耐震基準）に建てられた戸建て木造住宅のこと。

p 6

○多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物)

耐震改修促進法で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物。

p 13

○在来工法

梁と柱を主体とし筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造の工法。

○伝統工法

近世の農家・町家などに用いられている、日本の伝統的技術が生かされた工法。地域の気候・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な工法として発展してきた。土壁が基本で、貫や差し鴨居等が多く用いられている。

○許容応力度等計算

建築物の部材に生じる力を計算する 1 次設計と、地震力によって生じる変形量を計算する 2 次設計とを合わせた総称で、1 次設計として中程度の地震に対して部材の応力度を許容応力度内に抑えるようにし、2 次設計では部材が降伏しても建築物全体としては倒壊しないように必要な強度と粘りをもたせるように算定する。

○限界耐力計算

建築物の安全性を確認する計算方法の一つ。限界耐力計算では、地震に対して、建築物を 1 つの振り子と仮定してゆれの程度を計算する。地震の際に許す変形（限界変形）とそのときの地震力に抵抗する建築物の限界となる耐力（限界耐力）を把握することにより、建築物の安全性を確認する。

○耐震シェルター

住宅等の一部屋を鉄骨などで補強して、地震の際の緊急避難場所とし、建築物が倒壊した場合においても、安全な空間を確保する。

○サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する高齢者向け住宅のこと。

○まちまるごと耐震化支援事業

安心して木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修を一括して行えるよう、要件を満たす登録事業者を、まちまるごと耐震化支援事業登録事業者として公表するとともに、自治会等、事業者等、府及び市町村が一体となって、木造住宅の耐震化の普及啓発を行い、府民の自主的な耐震化を促進することを目的としたもの。

○出前講座

府民が参加する集会等に、府や市町村の職員等が出向いて、希望のテーマについて行政の施策や事業などを説明、意見交換等を行う。行政に対する理解を得るとともに、コミュニケーションを図り行政の施策に生かしていこうとするもの。

○ローラー作戦

まちまるごと耐震化支援事業登録事業者と行政とが連携して、あらかじめ決めた時期及び配布先等により、チラシ配布や個別訪問、新聞・広報への折込み等を行い、広く普及啓発を実施すること。

○地震時等に著しく危険な密集市街地

密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である著しく危険な密集市街地として、全国に197地区（5,745ha）を指定。大阪府は11地区（2,248ha）。

○建築物の地震に対する安全性の認定

所管行政庁において耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物についてその旨を表示できる制度。



(表示プレート見本)

○防災ベッド

就寝中に地震により家屋が倒壊しても、生命を守ることができる安全な空間を確保することを目的とした、鋼製の防護フレーム等が取り付けられているベッド。

○耐震テーブル

普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができる。

○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。地震被害予測図、地すべり危険区域マップ・液状化予測図等、それぞれの災害の種類に応じて策定されている。過去にあった災害の解析に基づき、地形・地質・植生・土地利用などの条件により危険度を判定し、通常は危険度のランク付けがなされている。

守口市 都市整備部 建築指導課